

令和7年1月23日

学校関係者の皆様

大阪府立野崎高等学校事務室

「消防設備保守点検」の実施について（お知らせ）

消防法により消防用設備等を設置することが義務づけられている建物は、設置した消防用設備等を良好に保つため、定期的に点検しなければなりません。

本校におきまして下記のとおり消防設備の保守点検を実施いたします。

保守点検は、点検業者が校舎棟、体育館棟の全室に立ち入り、火災報知器の動作確認や消火器の点検、非常ベルの鳴動試験等を行います。

特に非常ベルの鳴動試験は、スピーカより何度もベル音等発報しますので、学校関係者をはじめ地域の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、防災上重要な点検となりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 実施日時 令和8年1月5日（月）午前9時頃から午後3時頃まで

2 実施場所 大阪府立野崎高等学校 校舎棟、体育館棟の全室